

アートで広げる子どもの未来プロジェクト業務委託仕様書（案）

この仕様書は、福島県（以下「県」という。）が実施する「アートで広げる子どもの未来プロジェクト」（以下、「本事業」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画プロポーザルに参加しようとするものの提案に具体的な指針を示すものである。

1 委託業務の名称

アートで広げる子どもの未来プロジェクト業務委託

2 委託業務の目的

福島の未来を担う子ども達に、将来「新生ふくしま」を推進する人材として活躍してもらうため、県内の子ども達を対象に多彩なアートプログラムを体験できるワークショップを実施することで、心豊かな成長を支援する。

ワークショップでは、子どもたちの知識の蓄積だけではなく、お互いの価値観を共有することで、多様性を認める寛容な考え方と新しい価値を創造する力を育むことを目的に実施する。

また、子どもたちの作品は県内の文化施設や商業施設等に展示し、活動内容をインターネット上で発信することで、多くの人にふくしまの「今」を伝えていく。

3 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 委託業務の内容

上記2の目的を達成するため、以下の業務を行う。

なお、業務を進めるに当たっては、以下の点に注意するものとする。

（1）ワークショップの実施

県内の子どもを対象としたアート（作品づくり）のワークショップを企画・運営すること。

ア 県内の小学校、中学校、高等学校、児童施設等を対象とし、合計10回程度ワークショップを開催すること。

イ 子どもの発達段階等に合わせてアーティストを選定し、学校や児童施設等へワークショップの募集案内を配布すること。

ウ ワークショップを実施する学校や児童施設等からニーズを聞き取り、アーティストと協議の上、対象者の学年や発達特性、地域性を考慮した具体的なプログラムを企画すること。

エ 各プログラムには、「目的」や「目標」を設定し、アーティスト、学校、支援団体等と共有すること。

オ ワークショップ実施後は、目的や目標を達成できたか関係者と振り返りを行い、委託者に実施報告書を提出すること。

（2）ワークショップの運営補助

委託者が福島県立美術館（以下、県立美術館）及び福島県立博物館（以下、県立博物館）に協力を要請して実施するワークショップ及び展示の運営をサポートすること。

- ア 県立美術館及び県立博物館が企画する内容に合わせて、関係機関との連絡調整や申請事務、広報、物品購入等を行うこと。
- イ 県立美術館及び県立博物館のプログラム開催経費（物品購入費、会場使用料、講師に係る旅費・謝金等）、広報経費及びその他必要な経費について、両者の求めにより支出・管理すること。
- ウ 県立美術館及び県立博物館のプログラムは以下のとおり。
 - (ア) 県立美術館
 - a 県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を対象とし、ワークショップを開催する。
 - b 2つ以上のプログラムを企画し、合計10回程度ワークショップを開催する。
 - c 本県ゆかりのアーティスト等を講師とする。
 - d プログラムに係る費用は、170万円程度（税抜き）とする（ワークショップ、展示及び報告書の作成を含む）。
 - (イ) 県立博物館
 - a 奥会津（中山間地域）の子ども達を対象としたワークショップ及び特別支援学校の児童・生徒を対象としたワークショップを実施する。
 - b 3つ以上のプログラムを企画し、合計10回程度ワークショップを開催する。
 - c 会津地域のアートを担うアーティストや活動家（NPO等）の支援・育成を図るため、それらの人材をプログラムの運営に活用しながら事業を実施する。
 - d プログラムに係る費用は、200万円程度（税抜き）とする（ワークショップ、展示及び報告書の作成を含む）。

（3）アンケートの実施

ワークショップ終了後、参加者及び関係者にアンケートを実施し、その結果をとりまとめの上報告すること。アンケートの内容は、参加者の年齢等を考慮して、発注者と協議の上決定すること。

（4）発表・情報発信の場

- ア 文化施設や商業施設等と連携し、各プログラムで制作された作品等の展示を実施すること。また、来場者数を報告すること。
- イ 展示会場の選択及び展示作業においては、アーティスト（ワークショップ講師）の協力を得て、多くの人に観覧してもらうための工夫をすること。
- ウ 展示会場には、来場者向けアンケートを設置し、その結果をとりまとめの上報告すること。
- エ 本事業のホームページを管理・運営するほか、SNS等の様々な広報媒体を活用し、全国へ情報発信の展開を図ること。
- オ ホームページ・SNS等に掲載する内容については、事前に発注者の承諾を得ること。

（5）参加者向け報告書の作成

ワークショップ及び展示会終了後には各プログラムの報告書（リーフレット、冊子等）を作成し、ワークショップ参加者、講師及び関係機関に配布すること。

（6）その他

- ア ワークショップや展示会の企画・実施、広報に当たっては、適宜、県立美術館学芸員、県立博物館学芸員、福島県文化振興課担当者及びその他事業に関係する者の

- 意見を集約すること。
- イ 地域のアートを担うアーティストや活動家（NPO等）の支援・育成を図るため、
必要に応じ、それらの人材をプログラムの運営に活用しながら事業を実施すること。
- ウ ワークショップ・展示会の実施スケジュール、参加申込状況、実施結果等について
は、委託者へ遅滞なく報告すること。

5 委託業務完了時の提出書類（成果品）

成果品は次のとおりとする。

- ・業務実績報告書
- ・各プログラムの広報物（チラシ等）、報告書 一式
- ・報告用映像（各ワークショップ等の写真等）

※紙媒体及びデータで提出すること

6 仕様変更等

（1）仕様変更

受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、発注者の承諾を得ること。

（2）仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と協議して定める。